

登録店募集！

禁煙レストランとしま

～笑顔でお食事を楽しんでいただくために～

豊島区では、店内全面禁煙の飲食店を「**豊島区受動喫煙防止対策推進店**」として登録し、店頭ステッカーを掲示していただくことにより、受動喫煙防止対策に取り組めます。

お客様が
お店を選びやすく
なります

店内全面禁煙の
飲食店を対象と
しています

※バルコニー等屋外に喫煙場所
(喫煙席は不可)がある場合も
対象とします



登録店ステッカー一例

登録店情報を
区がHP・広報
などで公開します

※公開を希望する場合のみ

【登録対象エリア】

豊島区内全域

豊島区 池袋保健所 地域保健課

〒170-0013 豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所 2階

TEL: 03(3987)4243

FAX: 03(3987)4110

メールアドレス: A0016901@city.toshima.lg.jp

○登録方法○

登録申請書を窓口・郵送・FAXで提出してください。

(HPからもダウンロードできます)

豊島区公式ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp/>

詳しくはこちらまで →

禁煙としま

検索

禁煙レストランとしまの登録店は 店内全面 禁煙です

Q「禁煙レストランとしま」とは？

豊島区受動喫煙防止対策推進店登録制度のことです。
区民の皆様に限らず豊島区を訪れる皆様を受動喫煙
による健康被害から守るため、店内全面禁煙^{※1}の飲食
店を登録し、豊島区公式ホームページなどの区の媒体
で公表します^{※2}。

※1 バルコニー等の屋外に喫煙場所（喫煙席は不可）がある場合
も登録店の対象とします。

※2 公表を希望しない店舗は除きます。



Q 受動喫煙ってなあに？

喫煙者が吸っている煙に限らず、たばこから立ち昇る
煙や喫煙者が吐き出す煙にも多くの有害物質が含ま
れています。

本人は喫煙していなくても、周りの喫煙者のたばこの
煙を吸わされてしまうことを受動喫煙と言います。

受動喫煙が原因で死亡する人は、我が国では
年間1万5千人と報告されています。^{※3}



※3 国立がん研究センター推計による

Q 分煙ではダメなの？

WHO（世界保健機関）によると、「喫煙室や空気清浄機
の工学的な対策では受動喫煙を防止できず、100%屋
内完全禁煙以外に手段はない」としています^{※4}。

また分煙では、お店で働く従業員の方々の健康も守る
ことができません。飲食店では学生などの未成年者も
多数働いていることから、国際基準である「店内全面禁
煙」の店舗に限り登録店の対象としました。

※4 WHOたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）
第8条「受動喫煙からの保護」に関するガイドラインより



豊島区 池袋保健所 地域保健課

TEL:03(3987)4243 FAX:03(3987)4110

メールアドレス: A0016901@city.toshima.lg.jp

豊島区公式ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp/>

詳しくはこちらまで →

たばこ対策としま

検索